

(目的)

**第1条** 法政大学の自己点検・評価体制の企画・立案及び調整を行うため、点検評価企画委員会（以下「企画委員会」という）を置く。

(審議事項)

**第2条** 企画委員会は次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価体制の企画・立案に関すること。
- (2) 点検・評価項目の原案に関すること。
- (3) 法政大学自己点検委員会と法政大学大学評価委員会の調整に関すること。
- (4) 各前号のほか、委員長が必要と認めた事項

(委員長・副委員長)

**第3条** 企画委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は教育支援本部担当常務理事とし、副委員長は大学評価室長とする。

(企画委員会の構成)

**第4条** 企画委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) 委員長が指名し、総長が委嘱する者 10名以内
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(企画委員会委員の任期)

**第5条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 中途の欠員補充、交替は前任者の残任期間とする。

(定足数及び議決)

**第6条** 企画委員会は、第4条第1項各号に定める委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、委任状提出者は出席とみなすが、議決には参加できない。

(事務局)

**第7条** 企画委員会の事務は、総長室付大学評価室が担当する。

(規定の改廃)

**第8条** 本規程の改廃は、点検委員会の議を経て、総長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2009年1月21日から施行する。